

監査結果公表第 2 1 - 1 3 号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成 2 1 年 9 月 2 5 日付け八水第 1 0 2 8 号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

水道局経営総務課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
<p>1 日直手当について</p> <p>日直勤務については、八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び八尾市水道局企業職員給与規程に基づき日直手当（1回 4,200円）が支給されているが、同規程第33条第2項により特殊の勤務に服する職員として、7時間の時間外勤務手当相当分が加算支給されている。しかし、本来日直勤務とは、電話の収受や非常事態に備えて待機するもの等であって、継続して労働する必要のない勤務をいい、一方、時間外勤務とは、勤務時間外において行う通常の勤務をいうものであることから、日直勤務の実態に即し、適正な日直手当の額について早期に見直しするとともに、今後の日直業務のあり方についても検討されたい。</p>	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="472 421 616 459">措置状況</th><th data-bbox="616 421 1425 459">2. 措置予定</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="472 459 1425 1397"><p>本事項については、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法に基づく労働組合との協議・労働協約締結が要件となるため、「深夜休息」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。</p><p>しかし、日直勤務については、断続的業務として昭和40年7月20日付けで許可（当時の布施労働基準監督署）を受けているものの、その後相当期間を経る中で人員体制や業務内容にも変化があることから、再度、許可申請を行っているところで、その結果が出た段階において外部委託も含め早急に見直しを行ってまいります。</p></td></tr></tbody></table>	措置状況	2. 措置予定	<p>本事項については、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法に基づく労働組合との協議・労働協約締結が要件となるため、「深夜休息」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。</p> <p>しかし、日直勤務については、断続的業務として昭和40年7月20日付けで許可（当時の布施労働基準監督署）を受けているものの、その後相当期間を経る中で人員体制や業務内容にも変化があることから、再度、許可申請を行っているところで、その結果が出た段階において外部委託も含め早急に見直しを行ってまいります。</p>	
措置状況	2. 措置予定				
<p>本事項については、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法に基づく労働組合との協議・労働協約締結が要件となるため、「深夜休息」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。</p> <p>しかし、日直勤務については、断続的業務として昭和40年7月20日付けで許可（当時の布施労働基準監督署）を受けているものの、その後相当期間を経る中で人員体制や業務内容にも変化があることから、再度、許可申請を行っているところで、その結果が出た段階において外部委託も含め早急に見直しを行ってまいります。</p>					

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>2 「深夜休息」について 水道局における配水管整備工事、配水管布設工事等は通常の勤務時間帯では交通に大きく支障をきたす等の場合は深夜に業務を実施しており、八尾市水道局企業職員給与規程に基づき、深夜勤務加算された超過勤務手当が支給されている。しかし、勤務実態を見ると長時間の深夜勤務の場合は半日等の「深夜休息」が付与されている。これは昭和47年10月に締結した労使協議に基づくものであるが、当時は夜間工事にならざるを得ない状況の中で、深夜勤務も多く、職員の健康管理面からとられた措置であることは一定理解できるものの、今日、超過勤務手当と「深夜休息」を付与していることは、到底理解が得られないものとする。今後は職員の健康面にも留意した中で、深夜工事のあり方や手法等について検討するとともに「深夜休息」については、改善を図ること。</p>	措置状況	2. 措置予定
<p>3 休憩時間の付与について 時間外勤務に従事し、1日の労働時間が8時間を超えた者について、昼休み(45分)以外の休憩時間が与えられていないものが大半を占めていた。 労働基準法及び八尾市水道局就業規則では、1日の労働時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされているので、法令を遵守し、職員の健康管理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年6月5日)
	<p>本事項については、「日直手当」「深夜休息」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて申入れを行い、所定勤務時間に引き続いて時間外勤務に従事し、1日の労働時間が8時間を超えた職員に対しては、法令どおり労働時間の途中に合計1時間以上の休憩時間を与えるよう、平成21年6月から是正致しました。</p>	

水道局料金課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 滞納整理業務について 滞納分の水道料金の対応については、委託業者と連携し徴収に努めているが、滞納整理に係る情報の活用により、滞納金額別や滞納期間別の状況の集計を行うなど滞納状況の把握、分析を的確に行い、督促体制の更なる強化を図り、より効率的な徴収に努めること。</p>	<p>措置状況</p>	<p>3. 検討中</p> <p>現在、個々の滞納者について滞納金額、滞納期間の増減状況に応じてきめ細かく対応しています。全体的な状況を集計した資料については毎月始めに月末時点での資料を作成しておりますが、毎日督促集金する一方で、毎月料金も調定され滞納期間・金額も常に変動するため、活用するには充分であるとはいえないため、さらに最小の負担で、督促体制の強化に寄与するために、どのような形式でどのような時期に資料を作成すべきか検討します。</p>
<p>2 不納欠損処理について 平成 19 年度不納欠損処理については、年度末に下水道使用料の消滅時効に合わせて 5 年経過した水道料金徴収不能分を一括処理されているが、処理に係る伺書において個別の徴収不能理由が記載されていなかったため、八尾市水道局会計規程に基づき適正に処理すること。また、不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも安易な処理とならないよう努めること。</p>	<p>措置状況</p>	<p>2. 措置予定</p> <p>未収収益貸倒損の会計処理を行い、簿外管理としたものは、そのほとんどが無断転出や倒産、自己破産等によるもので、消滅時効の 2 年を経過する以前から料金徴収が不可能になったものです。それ以外についても、安易な処理にならないよう個別に対応しております。</p> <p>債権の簿外管理への移行処理は、下水道使用料の時効の 5 年経過と合わせているため、個別の簿外管理理由を記載していませんでしたが、今後は、個別に徴収不能理由等を記載するよう準備してまいります。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>3 業務委託契約について</p> <p>(1) 計量業務については個人委託と法人委託の2形態でそれぞれ別に契約しており、業務内容はほぼ同様である。しかし、本業務はこれまで長年にわたり個人委託によって担われてきた経過もあり、単価設定は法人委託契約とは異なったものとなっている。現在、個人委託契約について単価引き下げの努力はされているものの、引き続き引き下げに努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年6月1日）
<p>(2) 契約書に記載された業務遂行上必要とされる事項のうち、一部の届出や協議の内容について記録が保存されていないものが見受けられた。契約書に記載された義務等は確実に履行を求めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
<p>(3) 量水器取付等関連業務委託契約、水道料金徴収事務委託契約について、決裁が終了した後に内容を変更して契約を締結しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。また、委託契約において契約内容を変更する場合、変更理由を記載して決裁に付す等適正な手続を経るべくこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
		<p>指摘内容については、平成21年度の契約から改善するよう措置しました。</p> <p>指摘内容については、今後、当初契約の内容に変更が生じた場合、指摘のように適切に行うよう課員に徹底しました。</p>

水道局維持管理課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>修繕料金の不納欠損処理について</p> <p>市民から依頼された給水装置の修繕業務は原因者の負担が原則であり、未収分にかかる督促は徴収委託業者の担当となっている。修繕料金の消滅時効期間は3年とされており、3年を経過した未回収の債権については平成19年度において平成16年度分を対象として35件、35万3千円が不納欠損処理されたが、伺書による決裁が行われておらず、処理の理由等が明確にされていないので、今後は、八尾市水道局会計規程に基づき、適正に処理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成21年3月31日）</p> <p>平成20年度の未収収益貸倒損処理（平成17年度調定未収分の簿外管理への移行）につきましては、理由等を明記した伺書にて決裁処理を致しており措置済となっております。また、今後の事務処理においても、同様に適正な処理を行ってまいります。</p>

水道局施設整備課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 水源設備工事の修繕工事等について</p> <p>受配水施設（8箇所）の環境衛生管理業務（庭園整備等）において、3区分して競争入札により実施しているが、各発注仕様書の作業種別・規格・総数量などが、別表記載の実施時期一覧における作業回数や実施予定月と一致していないものが見受けられたので、発注仕様書と別表の整合性を図り適正に実施されること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成21年4月1日）</p> <p>平成21年度契約分からは、発注仕様書と別表の間で整合性が保たれるよう、関連書類相互確認を行うなど、適正に事務処理を行っております。</p>
<p>2 各種委託業務、整備・更新工事の伺書について</p> <p>各種業務、工事の伺書において、市の設計内訳書の未添付や添付されているが内訳書の金額欄が空欄のもの、契約書案の未添付のものが見受けられた。設計内訳書の原本は別ファイルにて整理・保管されているが、契約締結の決裁時に確認されるべき設計内容や金額確認、また、契約内容等一連の関係書類が伺書に綴られていないことから、八尾市水道局文書取扱規程に基づき、完結文書の整理方法について検討すること。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>最初の起案伺書から完結まで一連の文書が綴られていれば一案件単位での起承転結が把握でき望ましいのですが、一つの工事でも設計、施工、検査、支払と複数の課係を経過していくため、後日各担当課係で該当案件について関連文書を参照する必要が発生した場合（例えば特定の支払についていかなる契約が根拠となっているか調べる場合等）それぞれ関連のある文書については最も参照する機会の多い課係で集中保管する方が、現実の日常業務では便利と考え、ご指摘のような取扱いを行ってきたところで、</p> <p>当面は各文書に関連する文書を短時間で取り出せるための索引（文書番号）を入れるなどの対処も考えておりますが、根本的には文書取扱規程に照らし合わせ、規定と実際の事務取扱の双方の見直しも含め、合理的で規定との整合性の保たれた文書管理となるよう検討してまいります。</p>

水道局【各課共通事務】

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 各種委託等の業務について、業務の性質上、当初に導入した業者の専門的知識、経験等によって契約後の業務実施に際しリスク回避や円滑な業務遂行が図れる等の理由で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質・目的が競争入札に適しない）に基づく随意契約が多数締結されている。契約については、漫然と過去の実績等から特定の相手方を選定するのではなく、経済性・公平性の高い契約事務を遂行する見地から、随意契約を締結することを正当化するに足る事由を厳格に判断し、仮に随意契約しか手法がない場合においても、極力他者からの見積りを徴取し、契約金額の積算根拠の妥当性や競争性の確保に努めること。</p>	措置状況	2. 措置予定
	<p>従来2号随意契約で行ってきた案件についても果たして随意契約でなければならないかという視点から、関連業者の施工・実施能力の把握に努めるとともに、危機管理面や防災上の観点も含め、市民生活への影響度や行政としての責任の度合い等を概ね2年以内を目途に慎重に検討した上で、複数業者による競争入札方式やプロポーザル方式への変更可能なものがないか契約の都度十分な見直しを行います。</p> <p>また、今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項の第何号を適用したのかを明確にし、事務の処理を行い、見積りは可能な限り3者以上から徴取することに改善します。</p>	

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について</p> <p>(2) 過去に入札を実施した際に、業務遂行上、特に問題ない場合複数年継続して契約をする旨説明した上で契約し、新年度の同業務の契約締結に際し、このような説明を行ったことを理由として、過去の契約相手方と第2号を根拠条項とする随意契約を行っているものが見受けられた。長期継続契約の対象外の業務で複数年継続することを想定した契約を締結する場合、債務負担行為を設定した上で複数年契約を締結することが適当であるが、当該業務は債務負担行為が設定されていなかった。また、契約上明確ではないそのような説明を行ったことを理由として、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とすることは適当ではないので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年4月1日）</p> <p>今年度以降、新たに長期継続契約対象外で複数年契約をする場合については、事前に原課と契約担当課との協議を行い、単年度契約か債務負担行為による複数年契約のいずれかによって契約することとし、担当者に周知徹底致しました。</p>
<p>(3) 委託契約における支払条件で、支払時期が適当でないものが見受けられたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年4月1日）</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づいた支払条件による適正な契約を行うよう徹底すると共に、起案文書、契約書を再点検致し、必要な修正を行うことと致しました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>2 文書事務について</p> <p>(1) 伺書において、決裁日、施行日、完結日や文書廃棄年月等の記載漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>また、伺書における文書公開の公開区分で個人情報や印影部分に係るものが公開とされているなどの事例が見受けられたので、八尾市公文書公開条例に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
<p>(2) 文書処理簿や起案番号簿において、担当者印のないもの、件名が記載されていないもの等が見受けられたので適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年4月1日）
	<p>文書事務の基本でもあり、ご指摘のような不備が発生しないよう全職員に注意を喚起しました。今後は適正な処理に努めます。</p>	